

「農家のお宿の会」 会員名簿

2018.8.7

	氏 名	農家民宿の名称	住 所
代表	志 藤 政 利	だいちゃん農園ゲストハウス (Daichan Farm Guest House)	朝日町大字玉ノ井丁 202
会計	坂 井 奈 緒	KOMEYAKATA GUESTHOUSE	村山市楯岡鶴ヶ町 2-2-6
会員	青 柳 稔	蔵民宿あおやぎ	村山市大字大槇 422
	佐 藤 栄 子	農家民宿 果菜里庵	真室川町大字川ノ内 2537
	小野寺美佐子	いこいの宿 農 農家の宿 母家	鶴岡市鳥居町 34-16
	柴 田 章	百笑家 姫	尾花沢市二藤袋 1368-23
	大 沼 希代子	農家民宿 はちみつ屋	真室川町大字大沢 5599-2

「農家のお宿の会」規約

(名称)

第1条 この会は「農家のお宿の会」という。

(目的)

第2条 この会は、山形県グリーン・ツーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）の会員の中で農家民宿を営む実践者が連携し、農家民宿への利用者の拡大に向けた取組みを共同で行うことにより、農山漁村地域での宿泊の拡大を図ること目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農家民宿特設サイトの運営に関する事業
- (2) 農家民宿の利用者拡大に関する事業
- (3) その他、目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 この会は、旅館業法の簡易宿所の許可を得た農家民宿を営む実践者の中で、会の目的に賛同する実践者によって会を構成する。

- 2 会への参加に際しては、協議会の会員（個人会員又は組織会員の会員に限る）であることを条件とし、あくまで実践者個人としての参加とする。
- 3 会への参加は、参加申込書を会の代表に提出し、代表の承認により入会が認められる。

(役員)

第5条 この会に、代表1名、会計1名を置く。

- 2 役員は、会員全員での総会で選出する。
- 3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 代表はこの会を代表し、会計は会の会計を担う。

(総会)

第6条 総会は代表が招集し、議長となる。

- 2 総会は次の事項を審議、決定する。
 - (1) 会の事業の企画、実施に関すること。
 - (2) 事業及び収支予算・決算に関すること
 - (3) 規約の制定、改廃に関すること
 - (4) その他、この会の目的に必要な事項

(経費)

第7条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会費は、入会費として5,000円を徴収し、毎年度の会費は2,000円を基本に、特設サイトの予約フォームの利用者に応じた宿泊料の1%を加算した額とする。

(事務局)

第8条 事務局は当面の間、協議会事務局が担う。

附 則 この規約は、平成30年8月7日より施行する。

